



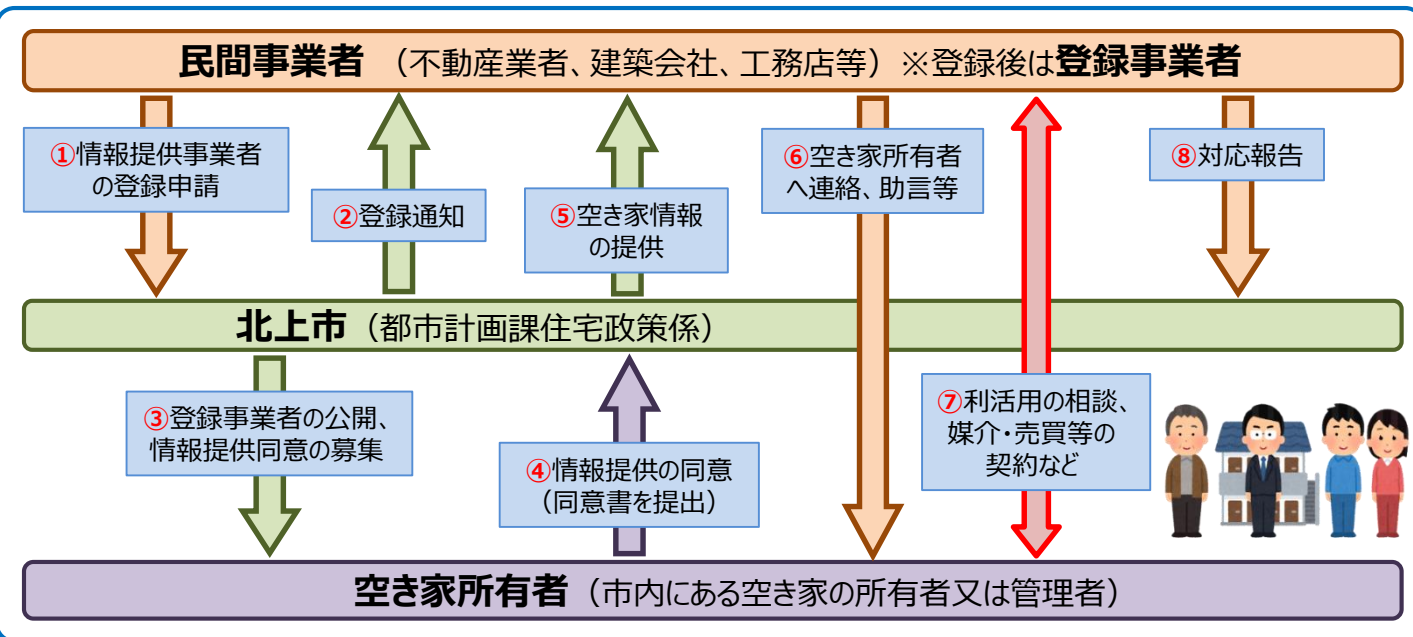
空き家やその敷地を利活用しませんか？



【空き家所有者等情報の外部提供制度】

この制度は、空き家の利活用を促進するため、**空き家所有者の同意**を受けて、**空き家の情報**（所有者や所在地等）を**民間の登録事業者**に提供し、売買等につなげようとするものです。

1 空き家所有者等情報の外部提供の流れ



「民間事業者（登録事業者）」又は「空き家所有者」がやることは次のとおりです。（下表中①～⑧は上図に対応）

民間事業者 （登録事業者）	① 市へ情報提供先の事業者になるための 登録申請 を行う（⇒②③市が登録・公開、同意の募集） ⑥ 空き家所有者に連絡し、空き家利活用に向けた 助言等 を行う ⑦ 空き家所有者と、空き家利活用に向けた 相談 や 媒介・売買契約等 を行う ⑧ 上記⑥⑦の対応結果等を市へ報告する
空き家所有者	④ 空き家情報を外部提供することの 同意書 を市に提出する（⇒⑤市が登録事業者へ情報提供） ⑦ 登録事業者と、空き家利活用に向けた 相談 や 媒介・売買契約等 を行う

2 制度の対象者、提出書類等

民間事業者 【登録申請】	対象者	⑦（一社）岩手県宅地建物取引業協会又は（公社）全日本不動産協会岩手県本部の加盟事業者のうち、北上市内に事業所を有している者 ①上記⑦の加盟事業者が所属し、空き家対策を行う組織
	提出書類	登録申請書、誓約書、定款・宅建業免許等の写し、業務資料、市税滞納無証明 等
空き家所有者 【情報提供の同意】	対象者	市内にある空き家の所有者又は管理者
	提出書類	北上市空き家情報の外部提供に関する同意書（様式第6号）

3 注意事項

空き家の情報提供に同意した場合でも、建物・立地の状況等により、売買等の取引に至らない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。なお、空き家所有者に本制度の利用を強制するものではありません。

【申請窓口、お問い合わせ先】
北上市 都市計画課 住宅政策係
☎0197-72-8278

